

島根県報

号外第三九号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

訓 令

目 次

合同庁舎等運営管理規程の一部改正

(管 財 課)

訓 令

島根県訓令第十五号

本 庁

地方機関

合同庁舎等運営管理規程（昭和三十一年島根県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「本 庁」に改める。

地方機関

第二条第三項中「（昭和五十九年島根県規則第五号）」を「（平成十五年島根県規則第三十号）」に改める。

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)